

第1号様式(第9条関係)

条例見直し調書

		作成年度	平成26年度	次回見直し予定	平成31年度
条例名		神奈川県理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例			
条例番号		昭和45年神奈川県条例第3号	法規集	第8編第2章第4節	
所管室課		保健福祉局保健医療部保健人材課			
条例の概要		将来県内において、理学療法士及び作業療法士(以下「理学療法士等」という。)の業務に従事する有能な人材を育成するため、神奈川県理学療法士及び作業療法士修学資金(以下「修学資金」という。)の貸付けに関し必要な事項を定めている。			
検討	視点	検討内容			備考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	将来県内において、理学療法士等の業務に従事する人材を育成、確保するため、修学資金の貸付けに関し定める条例であり、現在でも必要な条例である。			
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	修学資金貸付者は、県内就業しており県内の有能なりハビリテーション人材の育成・確保に有効に寄与している。			平成25年度に卒業した貸付者の県内での就業状況 県内就業者数/ 卒業者数 2人/2人
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	修学資金の額、区分、返還方法等については、いずれも適当であり、効率的な事務執行がなされている。			
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	神奈川県保健医療計画において、医療従事者の確保対策の推進をしているところであり、修学資金の貸付けを規定する本条例の内容は、基本的な方針に適合している。			
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	修学資金の貸付け、返還、免除等について規定するものであり、憲法、法令には抵触しない。 なお、法令引用部分に整備を要する規定があるため、改正を検討する。			
その他					
見直し結果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理由等 法令引用部分の規定について改正を検討するが、運用の改善等の必要はない。			
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	4 改正及び運用の改善等を検討する。				
	5 廃止を検討する。				